

令和7年11月6日
健康部生活衛生課

いただいた追加ご意見（要旨）

（1）旅館業法の概要と区内における旅館業の現状について

- ・本区と他区の規制の違いを比較できるよう一覧表にしてほしい。
- ・旅館業の稼働率が分かれば、実質的な苦情の把握に有効では。
- ・消防や環境（騒音・ごみ）など様々な影響があることを再認識した。
- ・建物、許可形態、立地、エリア等カテゴリー化した規制の見直しを。

（2）区内旅館業の規制見直しの進め方と方向性について

- ・オーバーツーリズムに関する議論もなされる中で、今回の規制の方向性は正しいと考える。
- ・観光振興の観点からインバウンドは歓迎すべきであるが、地域の安全や快適な生活を確保したうえでの観光である。
- ・見直しで重要なのは、迅速な対応、連絡先掲示、管理状況の毎日の確認等であり、重要な部分には既存施設への遡及適用が望ましい。
- ・エリアを限定した総量規制の実施という考え方はあるか。
- ・近隣との顔の見える関係の構築（苦情発生時の連絡先の明示等）。
- ・今回は小規模施設に絞って規制を見直すのではなく、という解釈でよろしいか。

（3）規制見直しにあたっての検討事項について

- ・全施設を対象とした宿泊実績等の定期報告制度の創設。
- ・営業従事者の委託の際には施設管理業務のみではなく、火災発生時も対応できるよう、任務として明記してほしい。
- ・狭隘道路への規制強化は、消防、ごみ収集、騒音対策等において一定の効果があるのでは。
- ・規制強化前の駆け込み開業の可能性も踏まえ、公布後早期（3カ月程度）の施行が望ましい。
- ・トラブルへの即時対応性を考慮すると常駐化が望ましい。
(既存施設に適用するなら、開業から一定期間の猶予が必要。)

- ・事前周知制度における説明範囲の拡大も検討しては。
- ・過料の適用については、段階的な手続きが必要である。
- ・私道に関する規制の運用については、民法上の確認も必要。

その他

- ・防音対策等に対する助成等、事業者へのインセンティブの検討を。
- ・深夜チェックインを減らす取り組みを。
- ・住宅宿泊事業を扱い、旅館業にも事業者登録制度の運用を。
- ・騒音対策として、管理日誌の記録、保管義務化が有効と考える。
- ・既存建築物に関する建築基準法の適用に関しては府内で連携しながら対応していきたい。
- ・今回検討の規制は条例施行日以降の適用でよろしいか。